別紙

開 発 行 為 の 完 了 確 認 調 査 基 準

1．目　　的

この基準は、地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。以下同じ。）の長が開発行為の完了確認調査を行うに当たり必要な事項を定め、確認調査を円滑かつ適正に実施することを目的とする。

2．適用する開発行為

この基準は、次の開発行為において適用するものとする。

(1) 鳥取県林地開発許可事務処理要領（平成18 年４月６日付第200500138331 号鳥取県農林水産部長通知）(以下「要領」という。)第１８条の１に基づく、開発行為の完了確認調査。

(2) 保安林の転用に係る解除の取扱い要領(平成2年6月11日付2林野治第1868号)(以下「取扱い要領」という。)第２の３の(3)のアに基づく、代替施設の設置等の確認。

3．完了確認者

確認者は、原則として課長補佐級以上の職員とする。

4．完了確認の基本的考え方

(1)　開発行為が、申請内容並びに許可に附した条件に従って行われているか否かについて、工事完成図、写真、実測等により、工法、規格、寸法等を確認する。

(2)　工種ごとに、その目的を達し得るものであるか否か、代替機能を保持できるものである

か否かについて、量的、質的な事項について確認する。

5．完了確認を実施することができる時点

（1） 林地開発行為の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 開発行為の目的 | 確　認　の　時　点 |
| 別荘地の造成 | １　現状有姿区画分譲の場合  　　別荘地区画部分以外の土地の形質変更、防災施設、緑化工及び別荘地区画界に境界杭設置が完了した時点。  ２　区画造成分譲の場合  　　別荘地区画部分を含む土地の形質変更、防災施設、緑化工が完了  　した時点。 |
| スキー場の造成 | 土地の形質変更、防災施設、緑化工が完了した時点。 |
| ゴルフ場の造成 | 土地の形質変更（建物敷の整地を含む）、防災施設、緑化工、コースの張芝が完了した時点。 |
| 宿泊施設、レジャー  施設の設置  工場、事業場の設置 | 土地の形質変更、防災施設、緑化工が完了した時点。 |
| 住宅団地の造成 | 土地の形質変更（区画割りを含む）、防災施設、緑化工が完了した時点。 |
| 土石等の採掘 | 土地の形質変更（採掘跡地の整地を含む）、防災施設、緑化工が完了した時点。 |
| 太陽光発電施設の  設置 | 土地の形質変更、防災施設、緑化工が完了した時点。 |

（注）１　表に掲げる開発行為所目的以外の開発行為の確認の時点については、原点として、土地の形質変更、防災施設、緑化工が完了した時点とする。

　　 ２　緑化工とは、造成森林、法面緑化、その他の植栽・緑化をいう。

（2）保安林の転用に係る解除の場合

　　　原則として、解除申請に係る事業計画の全てが完了した時点とする。

6．確認の方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工　種　等 | 量　的　な　確　認 | 質　的　な　確　認 |
| 開発事業区域 | 踏査等による。 |  |
| 残置森林 | １　位置は踏査等による。  ２　幅は原則として実測による。  　　なお、目視等により明らかに申請どおりであると認められる場合には実測は省略できる。  ３　幅の確認箇所数は下表のとおりとする。   |  |  | | --- | --- | | 残置森林面積 | 確認箇所数 | | 1.0 ha以下 | ２箇所以上 | | 5.0 ha未満 | ４箇所以上 | | 5.0 ha以上 | ６箇所以上 |   ４　ゴルフ場のホール間の幅は、原則として各ホール間１箇所以上とする。 |  |
| 造成森林  樹高 １ ｍ  以　　　上 | １　位置は踏査等による。  ２　幅は原則として実測とする。  ３　幅の確認箇所数は下表のとおりとする。   |  |  | | --- | --- | | 造成森林面積 | 確認箇所数 | | 1.0 ha以下 | ２箇所以上 | | 5.0 ha未満 | ５箇所以上 | | 5.0 ha以上 | ７箇所以上 |   ４　残置森林と一体として幅を確保するものについては残置森林と同じ時点を確認する。 | １　樹種、活着状況は目視により、樹高、植栽密度は実測による。  ２　樹高、植栽密度の確認箇所数は左表のとおりとする。  ３　植栽密度の確認は、原則として１０ｍ四方の標準地による。 |
| 造成緑地 | １　目視による。  ２　法面については工種及び規格ごとに１法面以上確認する。 | １　植生工の場合には、発芽状況を確認する。  ２　発芽状況の確認は、別途通知によるものとする。植生工を行う場合は被覆率が70％を超えているかを確認する。  ３　植栽（樹高１ｍ未満）の場合には、造成森林の確認方法に準じるものとする。 |
| 別荘地の1区画  の面積 | １　下表により実施する。   |  |  | | --- | --- | | 区画数 | 確認箇所数 | | 50区画未満 | ３箇所以上 | | 50区画以上 | ６箇所以上 |   ２　現状有姿区画分譲の場合は、境界杭により確認する。 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工　種　等 | 量　的　な　確　認 | 質　的　な　確　認 |
| 切土・盛土 | １　法面勾配は実測により、切土・  盛土別に原則として最大直高付近を確認するものとし、確認箇所数は次のとおりとする。  (1)　小段のある法面は、全体で5箇所以上  (2) 小段を要しない法面は、全体で2箇所以上。  ２　小段幅は全体で2箇所以上を実測する。 | １　法面浸食、崩壊のおそれの有無  を確認する。  ２　岩盤法面の場合には、浮石の有無、落石のおそれの有無を確認する。 |
| 擁壁工 | １　位置は踏査等による。  ２　擁壁の種類ごとに最大直高部の前法面勾配、直高を実測する。 | １　コンクリートのクラックの発生の有無を確認する。  ２　水抜管の配置状況等を確認する。 |
| 洪水調節地 | １　位置は踏査等による。  ２　1調節池当たり、前後の法面勾配、余水吐工断面、下部排水工断面、オリフィス断面を各1箇所以上実測する。 | １　重力式コンクリートダム形式の場合には、堤体1基ごとに任意箇  所を1箇所以上シュミットハンマーにより強度を確認する。  　　また、クラックの発生の有無を  確認する。  ２　フォルダム形式の場合には、浸  水の影響の有無を確認する。 |
| 排水工 | 排水工全体（法面水路、平地水路、道路側溝、集水枡、暗きょ）で、各排水工の任意箇所の断面及び勾配を下表により実測する。   |  |  | | --- | --- | | 開発目的 | 確認箇所数 | | ゴルフ場 | １５箇所以上 | | 土石の採掘 | ５箇所以上 | | その他 | ８箇所以上 | | １　排水工ごとの接続の良否、沈下の有無を確認する。  ２　流末部の措置の良否を確認する。 |
| 沈砂池 | 流末部の池の寸法を実測する。 | 土砂の沈砂状況の良否を確認する。 |
| 道路工 | 全体で２箇所以上の全幅員を実測する。 |  |

（注）1　施工管理写真で確認可能なものは実測を省略できるものとする。

　　　2　確認方法及び箇所数等は、開発行為の目的、態様等に応じて追加し又は省略するこ

とができるものとする。

3　保安林の転用に係る解除の場合には、上表に加え、原則として申請書の代替施設計

画書に記載されている施設の内容の全て及び保安林解除区域外の施設（建物等を含

む）について、規模、構造等を確認するものとする。

　　　4　施工完了後に不可視となる部分（巻出し及び転圧の状況、施工中埋没する工作物等）については、施工状況写真等（写真の撮影頻度は、１施工箇所につき１回（各工種ごと最低１枚）程度とする。）により確認するものとする。

7．分割完了確認

完了確認は、通常の場合その開発行為全体について行うべきものであるが、開発行為者か

ら分割完了届の提出があった場合で、次のすべてを満たす場合には、分割完了確認を行うこ

とができるものとする。

(1)　申請時においてあらかじめ工区等の区域区分がなされており、分割完了届の区域がその

工区等の区域内の全部であること。

(2)　分割完了届の工区等の区域内の全部が完了していること。

(3)　分割完了した開発行為の状態、開発行為者の過去の実績、信用度等から判断して、分割

完了確認をする区域以外の残部分の開発行為についても、申請内容並びに許可に附した条

件に従って完了することが明らかであること。

8．部分完了確認

許可条件に防災工事を先行実施する等、特定の工種の施工時期等について明記している場合においては、開発行為者から当該工種の部分完了届を提出させ、段階確認として部分完了確認を行うものとする。

9．手直し命令等

確認の結果、申請内容並びに許可に附した条件に従って行われていないと認められる箇所

がある場合には、次により手直しを実施させるものとする。

(1)　手直し箇所は、確認時に手直し概要を口頭で指導するとともに、様式1により通知する

ものとする。

(2)　手直しが完了した場合には、手直し完了届を提出させるものとする。

(3)　手直し完了後の確認の方法は6に準じるものとする。

(4)　手直し指導を履行しない場合には、森林法第10条の3又は第38条第2項の規定に基づく

復旧命令を行うものとする。

10．確認結果の取りまとめ等

(1)　林地開発行為の場合

様式2により、要領第18条の１の様式第14号に添付するものとする。

(2)　保安林の転用に係る解除の場合

取扱い要領第2の3の(3)のイの別紙様式並びに代替施設等の確認について(昭和55年9

月保安林関係ブロック会議資料)の別紙3に準じるものとする。

11．その他

(1)　一つの関係行為に、林地開発行為と保安林の転用に係る解除が関係する場合には、双方

の確認は原則として同時に行うものとする。

(2)　分割完了届、部分完了届、手直し完了届の様式は、通常の完了届に準じるものとする。

(3)　開発行為が他法令等に関連している場合には、他法令担当部局と合同で完了確認を実施

するよう努めるものとする。

様式1

番　　　　　　　号

年　　　月　　　日

　（開発行為者）　様

地方事務所の長

開発行為（保安林の代替施設の設置等）の手直し

について（通知）

　年　　月　　日に完了確認したこのことについて、下記事項については、申請内容並びに許可に附した条件に従って行われていないと認められますので、早急に手直しを実施し

てください。

なお、手直し完了後は手直し完了届を提出し、当局職員の確認を受けてください。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 開発（解除）目的 |  |
| 手直しを必要とする場所 |  |
| 手直しを必要とする理由 |  |
| 手直しの方法 |  |
| 手直しの期間 |  |
| 備考 |  |

様式２

確　　認　　内　　容

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 写真  番号 | 確認内容 | | 確認方法 | | | 所　見　等 |
| 計画 | 確認 | 踏査等 | 実測 | 施工写真 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

1.　「確認項目」欄は、開発行為の目的、規模等により適宜区分し、一つの項目に複数箇所の確認を要するときは、必要に応じて別葉とする。

2.　「写真番号」欄は、出来形平面図等に適宜撮影位置、方向を記入して、本書と照合できるようにする。

3.　「確認内容」欄は寸法等を記入し、「確認方法」欄は該当項目に○印を附し、「所見等」欄は完了と認めた理由等を記入する。